

南海電気鉄道高野線連続立体交差事業
(浅香山駅～堺東駅付近)

環境影響評価書

令和3年8月

堺市

目次

1. 都市計画決定権者の名称及び主たる事業所の所在地.....	1-1
2. 都市計画対象事業の名称、目的及び内容	2-1
2.1 都市計画対象事業の名称等.....	2-1
2.2 事業の目的.....	2-3
2.3 事業の必要性	2-4
2.4 事業計画の概略の決定.....	2-5
2.5 工事計画.....	2-6
2.6 環境配慮の内容.....	2-20
3. 環境影響評価を実施する地域	3-1
4. 事業実施区域及びその周囲の概況	4-1
4.1 社会的状況.....	4-1
4.2 生活環境.....	4-54
4.3 自然環境.....	4-74
4.4 都市環境.....	4-96
5. 環境影響の要因、環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の方法.....	5-1
5.1 環境影響要因の抽出.....	5-1
5.2 環境影響評価の項目.....	5-2
5.3 調査及び予測並びに評価の手法	5-5

6. 調査及び予測・評価の結果	6.1-1
6.1 大気質	6.1-1
6.2 騒音	6.2-1
6.3 振動	6.3-1
6.4 低周波音	6.4-1
6.5 土壌汚染	6.5-1
6.6 日照障害	6.6-1
6.7 電波障害	6.7-1
6.8 光害	6.8-1
6.9 コミュニティの分断（変化）	6.9-1
6.10 水象（地下水）	6.10-1
6.11 陸域生態系（陸生生物）	6.11-1
6.12 人と自然との触れ合い活動の場	6.12-1
6.13 景観	6.13-1
6.14 文化財	6.14-1
6.15 地球環境（地球温暖化）	6.15-1
6.16 廃棄物等	6.16-1
6.17 安全（交通）	6.17-1

7. 環境保全措置	7-1
7.1 工事の実施に係る環境保全措置	7-1
7.2 施設等の存在及び供用に係る環境保全措置	7-6
8. 事後調査の方針	8-1
8.1 事後調査の方針	8-1
8.2 事後項目の選定	8-2
8.3 事後調査の内容及び手法	8-3
9. 配慮計画書に対して提出された意見書の概要、配慮計画審査書に記載された意見及びそれらに対する都市計画決定権者の見解	9-1
9.1 第 10 条の 2 第 1 項によって述べられた意見及びそれらに対する見解	9-1
9.2 配慮計画審査書に記載された意見及びそれらに対する見解	9-4
10. 方法書に対して提出された意見書の概要及び方法審査書に記載された意見並びにそれらに対する都市計画決定権者の見解	10-1
10.1 第 17 条第 1 項によって述べられた意見及びそれらに対する見解	10-1
10.2 方法審査書に記載された意見及びそれらに対する見解	10-2
11. 準備書に対して提出された意見書の概要及び準備審査書に記載された意見並びにそれらに対する都市計画決定権者の見解	11-1
11.1 第 28 条第 1 項によって述べられた意見及びそれらに対する見解	11-1
11.2 準備審査書に記載された意見及びそれらに対する見解	11-2
12. 都市計画対象事業を実施するに当たり必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類	12-1
13. 環境影響評価の受託者の名称及び所在地	13-1
14. 対象事業について行われた環境影響評価その他の手続の経過の概要	14-1